市有財産購入希望申出書

年　　月　　日

豊岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　〔申出者〕住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　注意事項に記載された内容を十分理解し、次のとおり市有財産を購入したいので申し出ます。

記

１．物件の表示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 物　件　名 | 所　在　地 |
|  |  |  |

※売却が可能な物件の一覧のとおりご記入ください。

２．申込者の区分・目的　※○印をつけてください

|  |  |
| --- | --- |
| 申込者の区分 | 目　　的 |
| 法人　・　個人 | 転売等事業として　・　事業用　・　その他 |

≪注意事項≫

１．掲載物件は、市の土地利用の関係で、予告なく掲載を取りやめる場合があります。

２．現在の公簿地目が田や畑の場合であっても、現況を考慮し他の地目に変更する場合があります。

３．公簿地目が田や畑である物件を購入する場合、農業委員会から、農地法第３条あるいは同法第５条に基づく所有権移転の許可を受ける必要があります。

４．物件の地積は公簿地積のため、実測により地積が増減する場合があります。

５．測量や境界確定等の作業に、半年から１年程度の時間を要する場合があります。

６．備考欄に「豊岡市土地開発基金所有地」と記載がある物件については、市の一般会計予算で土地の買戻しを行う必要があるため、市の予算措置が必要な物件となります。

７．参考売却価格は、固定資産税評価額等により算出したものです。また、価格の算定に影響する諸条件は加味しておりません。なお、建物がある場合は、建物価格や建物の解体費用は考慮しておりません。

８．実際の最低売却価格は不動産鑑定により決定します。その際、参考売却価格と比較すると増減する場合があります。

９．法令等により、土地利用に制限がある場合があります。

10．売却する場合は、一般競争入札が基本となります。

11．土地を取得した場合、土地の代金以外にも登録免許税、不動産取得税、固定資産税が付加されます。